

「社会保障国民会議 中間報告」より抜粋

3 社会保障の機能強化のための改革

3 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている(資料20)。

改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

(1) 公的年金(基礎年金)の財政方式

社会保障国民会議では、平成16年の国民年金改正法に規定されている基礎年金国庫負担の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

シミュレーションの詳細、各方式それぞれの所要財源額及びシミュレーション結果を踏まえた論点の整理等については、所得確保・保障(雇用・年金)分科会中間とりまとめの中で詳述している。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠である。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待している。

(2) 未納問題への対応

現行制度の最大の問題は未納問題である。未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではない。しかしながら、継続的な未納者は将来無年金者となり、生活保護受給者となる可能性があるという意味で未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題である。

また、未納者の増大は真面目に納付する人々の不公平感を増大させ、制度への信頼を低下させ、更なる未納の増大を招く危険がある。その意味でも未納問題は基礎年金制度にとって重大な問題である。

未納問題を解決していくためには、未納者の属性を分析し、属性に対応した実効ある対策を早急を実施することが必要である。具体的には、

- ① 低所得者については、免除制度の積極的活用(事実上の税方式による最低保障)を行う
- ② 非正規雇用者・非適用事業所雇用者については、厚生年金の適用を拡大するとともに、雇用主による代行徴収を行う
- ③ 確信的不払い者(多くは中高額所得者)については、徹底した強制徴収を実施する

等、制度的対応を含めた措置を講じ、納付率の向上に真剣に努めるべきである(資料21)。

(3) 無年金・低年金問題への対応

無年金者は現在44万人、高齢者人口の約2%弱である(資料22)。無年金・低年金は過去の納付実績の反映であり、近時の適用拡大による未加入者の減少(過去は統計上の納付率は高かったが未加入者が多かったので実質的な意味での納付率は現在とあまり変わっていなかった)等を考慮すれば、現行の納付率で推移した場合、将来無年金者が大きく増大することは考えにくい。逆にいえば、現在のままの納付率水準であれば将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者が発生しつづけるということであり、やはり大きな問題である。

無年金者・低年金者の発生を最小限に食い止めるため、未納対策の徹底とともに、単身高齢者女性等を念頭に置いた基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

さらに、最後のセーフティネットとしての生活保護制度の再評価等についても検討すべきである。

「社会保障国民会議 第一分科会中間とりまとめ」—抜粋—

2. 社会保障制度と経済活力

(2) 現役世代の活力の維持・増大

④就労促進政策

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。また少なくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

⑤働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見過ごせない。とくに企業にとって社会保険制度上コストが低くなるために非正規雇用の増加につながったり、社会保険の非適用事業所に雇用されているために厚生年金などの適用を受けられない労働者も少なくないということは懸念されるところである。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているもので、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいうまでもない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。

3. 高齢期における所得保障の在り方

(2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは

間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

4. 公的年金制度のあり方

(3) 公的年金制度の財政方式のありかたについて

(iv) いわゆる未納問題

現行制度を前提にするのであれば、実効ある未納対策、低年金・無年金者対策を講じることが極めて重要である。この場合、国民年金未納者の相当部分が臨時・パートなどの非正規雇用者であることから、先にⅡ—(2)(iv)で述べた非正規雇用者への厚生年金適用拡大は、国民年金の未納対策という観点からも効果的であり、職権免除など低所得者層への免除適用の徹底と併せ、早急に検討すべきである。未納者が無年金者になることを防ぐという意味で税方式は弱者にやさしい制度といえるが、社会保険制度においてこうした納付免除の措置を講じるということは、事実上税財源によって給付を行うことであり、現行制度のもとでも、税方式の持つメリットは一部実現可能であるともいえる。

また、今回のシミュレーションにおいて、現行制度の修正案として最低保障年金の導入や受給資格期間の見直し等について試算を行ったが、こうした基礎年金の最低保障機能を強化する方策についても具体的に検討を行うべきである。

もとより年金など社会保障制度改革を議論するときの大前提は、それ以前に可能な限りの行財政改革を行うことである。そのうえで公的年金制度の財政方式については、財政上のシミュレーション結果を含む、以上のメリット、デメリットを比較考量し、また医療、介護、福祉への税財源の支出の必要性等も勘案し、総合的に判断されるべきものである。なおその際に、年金の財政方式に関しては、現在の社会保険方式においても基礎年金部分に税財源が投入されており、また上述のように税方式の利点である無年金者の救済も行えることを考えると、二つの財政方式を対立的にではなく補完的にとらえる視点も重要である。さらに、公的年金制度を若者を含めた国民全体のものであるととらえる視点をもつことがなによりも大切である。このため、とくに若年層の現行制度に対する世代間格差感に配慮することは重要で、育児期間中の保険料免除といった形で年金制度が育児支援を行ったり、あるいは会計的な透明性に留意しつつ積立金を活用した若者(就労機会や能力開発機会に恵まれなかった者も含む)に対する奨学金制度を創設したりするといったことなども検討に値する。

年金積立金運用結果（平成19年度）

1 年金積立金の運用実績

平成19年度の運用実績は、収益額－5兆1,777億円、収益率－3.53%である。また、過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）の累積収益額は23兆0,684億円、年平均収益率2.26%となっている。

① 平成19年度

- 年金積立金全体の収益額（承継資産の損益を含む場合） －5兆1,777億円
- 〃 の収益率 －3.53%

	市場運用分 (手数料等控除後)	財投債 引受分	財政融資資金 預託分	合計	合計 (承継資産の損益 を含んだ場合)
資産額	90.4兆円	28.6兆円	22.6兆円	141.6兆円	138.6兆円
収益額	-56,692億円	3,109億円	4,678億円	-48,905億円	-51,777億円
収益率	-6.45%	1.10%	1.45%	-3.28%	-3.53%

(注) 年金積立金の市場運用分の収益及び旧年金福祉事業団からの承継資産分の損益は時価ベース

② 過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）

- 年金積立金全体の累積収益額（承継資産の損益を含む場合） 23兆0,684億円
- 〃 の年平均収益率 2.26%

	過去7年間 (13～19年度)	過去5年間 (15～19年度)
累積収益額	230,684億円	200,537億円
平均収益率	2.26%	2.75%

(注) 平均収益率は、相乗平均である。

2 年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響の評価

平成19年度の運用実績は、賃金上昇率に対する実質的な運用利回りで比較すると、年金積立金全体では財政再計算上の前提を3.67%下回っているものの、過去5年間（平成16年財政再計算の推計初年度（平成15年度）以降）では年平均2.10%、過去7年間（年金積立金の自主運用開始以降）では年平均1.73%、それぞれ財政再計算上の前提を上回っており、年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている。

① 平成19年度の運用実績が年金財政に与える影響の評価

公的年金の年金給付額は、長期的にみると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため、運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が、年金財政上の実質的な収益となる。

このため、運用実績の評価は、名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた「実質的な運用利回り」について、運用実績と、平成16年財政再計算における前提とを比較して行う。

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	-3.54%	-3.38%	-3.53%
	名目賃金上昇率	-0.07%	-0.07%	-0.07%
	実質的な運用利回り	-3.47%	-3.31%	-3.46%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.21%	0.20%	0.21%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		-3.68%	-3.51%	-3.67%

(注1) 名目運用利回りは、運用手数料等控除後の収益率である。

(注2) 実質的な運用利回りは $(1 + \text{名目運用利回り} \div 100) \div (1 + \text{名目賃金上昇率} \div 100) \times 100 - 100$ により求めている。

(注3) 名目賃金上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(注4) 名目賃金上昇率は厚生年金のみのデータから求めたものであり、被用者年金全体のデータを用いて求められる再評価率とは異なる。

② 平成15年度から平成19年度までの運用実績が年金財政に与える影響の評価 (平成16年財政再計算の推計初年度からの評価)

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	2.74%	2.77%	2.75%
	名目賃金上昇率	-0.14%	-0.14%	-0.14%
	実質的な運用利回り	2.88%	2.91%	2.89%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.79%	0.73%	0.79%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		2.09%	2.18%	2.10%

③ 平成13年度から平成19年度までの運用実績が年金財政に与える影響の評価 (年金積立金の自主運用開始からの評価)

		厚生年金	国民年金	(参考) 年金積立金全体
実績	名目運用利回り	2.27%	2.10%	2.26%
	名目賃金上昇率	-0.30%	-0.30%	-0.30%
	実質的な運用利回り	2.58%	2.41%	2.57%
財政再計算上の前提	実質的な運用利回り	0.85%	0.74%	0.84%
実質的な運用利回りの財政再計算上の前提との差		1.73%	1.67%	1.73%

(照会先)

【特別会計の決算結果】

社会保険庁運営部年金保険課 (内線3646)

【時価評価関係】

厚生労働省年金局数理課・ (内線3354)

電話 (代表) 03-5253-1111

厚生年金・国民年金の平成19年度収支決算の概要

- 平成19年度収支決算は、厚生年金（年金特別会計厚生年金勘定）では9,378億円歳入が歳出を上回り、国民年金（年金特別会計国民年金勘定）では3,593億円歳出が歳入を上回った。
〔 なお、歳入においては、厚生年金3兆9,853億円、国民年金1,490億円の積立金からの受け入れを行っている。 〕
- 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益（時価ベース）を加えたとなると、厚生年金では5兆5,909億円のマイナス、国民年金では7,779億円のマイナスであった。
- 決算終了後の積立金残高は、厚生年金で127兆0,568億円、国民年金で8兆2,692億円、厚生年金・国民年金計で135兆3,260億円。（簿価）
また、時価ベースの積立金残高は、厚生年金で130兆1,810億円、国民年金で8兆4,674億円、厚生年金・国民年金計で138兆6,485億円。
- なお、年金財政は長期的な観点から評価すべきものであり、単年度の収支決算結果のみをもって評価を行うことは適当でない。

1. 厚生年金

(1) 歳入は、前年度より5,833億円増加している。

(主な変化)

- ・ 保険料収入が、被保険者数の増加及び保険料率の引上げ等により9,856億円増加している。
- ・ 一般会計より受入(国庫負担)が3,373億円増加している。
- ・ 厚生年金基金の代行返上による移換金が1,247億円減少している。
- ・ 積立金より受入が5,687億円増加している。
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人納付金が6,015億円減少している。

(2) 歳出は、前年度より7,476億円増加している。

(主な変化)

- ・ 受給者数の増加等により、給付費が638億円増加し、基礎年金勘定へ繰入(基礎年金拠出金)が7,009億円増加している。

(3) その結果、歳入36兆0,830億円に対し、歳出35兆1,451億円となり、9,378億円歳入が歳出を上回った。

(4) 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益(時価ベース)を加えたとして、5兆5,909億円のマイナスであった。

(注) ここで時価ベースとは、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の株式等の評価損益も運用収入に含めて評価したものである。

(5) 積立金は、期中に3兆9,853億円を取り崩したが、剰余金9,378億円を積み立てたほか、業務勘定において生じた剰余金63億円を積立金に繰り戻したことから、決算終了後の積立金残高は、12.7兆0,568億円となった。

(6) 時価ベースの積立金は、130兆1,810億円であり、前年度末(139兆7,509億円)から9兆5,699億円の減少。

(参考) 現在は保険料率の引上げ途上にあることから、基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる平成21年度までは基本的には積立金は減少基調にあり、平成16年財政再計算(基金代行部分を含む)では、平成19年度に2.5兆円減少する予定であった。

なお、平成18年度末における実績の積立金(基金代行部分を含む推計値)は平成16年財政再計算(基金代行部分を含む)の見込みを12.8兆円上回っていた。

2. 国民年金

(1) 歳入は、前年度より3,436億円減少している。

(主な変化)

- ・ 保険料収入が被保険者の減少等により456億円減少している。
- ・ 一般会計より受入(国庫負担)が465億円増加している。
- ・ 旧国民年金法による受給者数が減少したことにより、基礎年金勘定からの受入金が1,336億円減少している。
- ・ 積立金より受入が1,338億円減少している。
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人納付金が578億円減少している。

(2) 歳出は、前年度より1,036億円減少している。

(主な変化)

- ・ 旧国民年金法による受給者数が減少したこと等により、給付費が1,287億円減少している。
- ・ 受給者数の増加等により、基礎年金勘定へ繰入(基礎年金拠出金)が149億円増加している。

(3) その結果、歳入5兆5,729億円に対し、歳出5兆9,322億円となり、3,593億円歳出が歳入を上回った。

(4) 年金積立金管理運用独立行政法人における運用収益(時価ベース)を加えたとして、7,779億円のマイナスであった。

(注) ここで時価ベースとは、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の株式等の評価損益も運用収入に含めて評価したものである。

(5) 積立金は、期中に1,490億円を取り崩し、更に不足額3,593億円について積立金から補足したほか、業務勘定において生じた剰余金115億円を積立金に繰り戻したことから、決算終了後の積立金残高は、8兆2,692億円となった。

(6) 時価ベースの積立金は、8兆4,674億円であり、前年度末(9兆3,828億円)から9,153億円の減少。

(参考) 現在は保険料の引上げ途上にあることから、基礎年金国庫負担割合が2分の1に引き上げられる平成21年度までは基本的には積立金は減少基調にあり、平成16年財政再計算では、平成19年度に0.2兆円減少する予定であった。

なお、平成18年度末における実績の積立金は平成16年財政再計算の見込みを1.1兆円上回っていた。

厚生年金の平成19年度収支決算

年金特別会計 厚生年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額	差引増(△)減額
(歳 入)			
保険料収入	209,835	219,691	9,856
一般会計より受入	48,285	51,659	3,373
船員保険特別会計より受入	125	121	△ 4
基礎年金勘定より受入	19,989	18,832	△ 1,157
解散厚生年金基金等徴収金	6,800	5,552	△ 1,247
拠出金収入	385	347	△ 38
存続組合等納付金	5,328	2,560	△ 2,768
運用収入	7,454	4,344	△ 3,110
厚生年金基金等徴収金	-	0	0
積立金より受入	34,167	39,853	5,687
年金積立金管理運用独立行政法人 納付金	18,253	12,238	△ 6,015
独立行政法人年金・健康保険福祉 施設整理機構納付金	13	163	150
独立行政法人福祉医療機構納付金	-	5,402	5,402
雑収入	4,363	67	△ 4,296
歳 入 合 計	354,996	360,830	5,833
(歳 出)			
保険給付費	222,541	223,179	638
基礎年金勘定へ繰入	119,224	126,233	7,009
福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,223	1,124	△ 99
諸支出金	988	916	△ 72
予備費	0	0	0
歳 出 合 計	343,975	351,451	7,476
歳入・歳出差引残	11,021	9,378	△ 1,643
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	105	63	△ 42
年 度 末 積 立 金	1,300,980	1,270,568	△ 30,412
被保険者数〔年間平均〕(千人)	33,736	34,579	843
平均標準報酬月額(千円)	312	312	0
平均賞与月数(月数)	2.3	2.3	0.0
受給者数〔年間平均〕(千人)	23,485	24,493	1,008
物価スライド改定(%)	△0.3	0.0	-

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(4,282億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

厚生年金の平成19年度収支決算

(時価併記版)

年金特別会計 厚生年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額
(歳 入)		
保険料収入	209,835	219,691
一般会計より受入	48,285	51,659
船員保険特別会計より受入	125	121
基礎年金勘定より受入	19,989	18,832
解散厚生年金基金等徴収金	6,800	5,552
拠出金収入	385	347
存続組合等納付金	5,328	2,560
運用収入(年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含む)	25,708	16,582
(再掲) 年金積立金管理運用独立行政法人納付金	[42,790] (18,253)	[△ 48,705] (12,238)
厚生年金基金等徴収金	—	0
積立金より受入	34,167	39,853
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	13	163
独立行政法人福祉医療機構納付金	—	5,402
雑収入	4,363	67
歳 入 合 計	354,996 [372,079]	360,830 [295,543]
(歳 出)		
保険給付費	222,541	223,179
基礎年金勘定へ繰入	119,224	126,233
福祉施設費等業務勘定へ繰入	1,223	1,124
諸支出金	988	916
予備費	0	0
歳 出 合 計	343,975	351,451
歳入・歳出差引残	11,021 [28,103]	9,378 [△ 55,909]
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	105	63
年 度 末 積 立 金	1,300,980 [1,397,509]	1,270,568 [1,301,810]
被保険者数[年間平均](千人)	33,736	34,579
平均標準報酬月額(千円)	312	312
平均賞与月額(月額)	2.3	2.3
受給者数[年間平均](千人)	23,485	24,493
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0
運用利回り(%)	3.10 (1.60)	△ 3.54 (1.43)

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(4,282億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

なお、平成18年度決算額の年度末積立金の[]内には、平成18年4月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づいて財務諸表を作成したことに伴う資産額の評価増分(厚生年金2.7億円)を含む。

* []内は、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収益を加えたものであり、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含むものである。

なお、時価ベースの運用収益とは、市場運用分について、株式等の評価損益も損益に含めて評価したものである。その際、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

* 運用利回りは、時価ベースの運用収益の利回りである。()内は財政融資資金への預託金の運用利回りである。

国民年金の平成19年度収支決算

年金特別会計 国民年金勘定

(単位：億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額	差引増(△)減額
(歳 入)			
保険料収入	19,038	18,582	△ 456
一般会計より受入	17,971	18,436	465
基礎年金勘定より受入	17,108	15,772	△ 1,336
運用収入	607	334	△ 274
積立金より受入	2,828	1,490	△ 1,338
年金積立金管理運用独立行政法人 納付金	1,358	779	△ 578
独立行政法人年金・健康保険福祉 施設整理機構納付金	0	24	24
独立行政法人福祉医療機構納付金	-	298	298
雑収入	254	13	△ 241
歳 入 合 計	59,165	55,729	△ 3,436
(歳 出)			
国民年金給付費	18,149	16,862	△ 1,287
基礎年金勘定へ繰入	41,002	41,151	149
福祉施設費等業務勘定へ繰入	874	916	41
諸支出金	333	393	60
予備費	0	0	0
歳 出 合 計	60,358	59,322	△ 1,036
歳入・歳出差引残	△ 1,194	△ 3,593	△ 2,399
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	169	115	△ 53
年度末積立金	87,660	82,692	△ 4,968
第1号被保険者数〔年間平均〕(千人)	21,411	20,576	△ 835
保険料額〔月額〕(円)	13,860	14,100	240
受給者数〔年間平均〕(千人)	4,545	4,217	△ 328
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0	-

* 端数整理のため、合計が一部不一致である。

* 平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(239億円)が含まれている。

* 年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

国民年金の平成19年度収支決算

(時価併記版)

年金特別会計 国民年金勘定

(単位: 億円)

科 目	18年度決算額	19年度決算額
(歳 入)		
保険料収入	19,038	18,582
一般会計より受入	17,971	18,436
基礎年金勘定より受入	17,108	15,772
運用収入(年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含む)	1,965	1,113
	[2,879]	[△ 3,073]
(再掲)年金積立金管理運用独立行政法人納付金	(1,358)	(779)
積立金より受入	2,828	1,490
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構納付金	0	24
独立行政法人福祉医療機構納付金	-	298
雑収入	254	13
歳 入 合 計	59,165 [60,079]	55,729 [51,544]
(歳 出)		
国民年金給付費	18,149	16,862
基礎年金勘定へ繰入	41,002	41,151
福祉施設費等業務勘定へ繰入	874	916
諸支出金	333	393
予備費	0	0
歳 出 合 計	60,358	59,322
歳入・歳出差引残	△ 1,194 [△ 279]	△ 3,593 [△ 7,779]
業務勘定剰余金の積立金への組入れ	169	115
年度末積立金	87,660 [93,828]	82,692 [84,674]
1号被保険者数〔年間平均〕(千人)	21,411	20,576
保険料額〔月額〕(円)	13,860	14,100
受給者数〔年間平均〕(千人)	4,545	4,217
物価スライド改定(%)	△ 0.3	0.0
運用利回り(%)	3.07 (1.78)	△ 3.38 (1.88)

*端数整理のため、合計が一部不一致である。

*平成18年度決算額の雑収入には、旧年金資金運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(239億円)が含まれている。

*年度末積立金には、当年度の歳入・歳出差引残が含まれている。

なお、平成18年度決算額の年度末積立金の〔 〕内には、平成18年4月の年金積立金管理運用独立行政法人の設立に際し、独立行政法人会計基準に基づいて財務諸表を作成したことに伴う資産額の評価増分(国民年金0.2億円)を含む。

*〔 〕内は、運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収益を加えたものであり、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を含むものである。

なお、時価ベースの運用収益とは、市場運用分について、株式等の評価損益も損益に含めて評価したものである。その際、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

*運用利回りは、時価ベースの運用収益の利回りである。()内は財政融資資金への預託金の運用利回りである。